

# 第46回法廷だより

## 2025年8月8日、控訴審第7回期日が札幌高裁で開かれました。

### 傍聴席は概ね埋まつた

2025年8月8日午後2時30分より札幌高裁で、第7回口頭弁論期日が開かれました。

傍聴席は多くが埋まつていました。

期日では、一審原告、一審被告が、それぞれ以下の書面を提出しました。

1 一審原告は、近郊居住の原告において、渡辺教授の見解を元に海底活断層の存在及び長さについて主張する第7準備書面と、女川原発差止請求訴訟控訴審判決を踏まえつつ、被告の避難等を定めた防災計画では現実的に避難が実現不可能であり、防災計画に実行性がないため生命等に対する具体的な危険が存在する旨主張する第8準備書面を提出しました。

2 一審被告は、防潮堤完成前に原発が稼働することは事実上あり得ないから生命等への具体的な危険はない旨主張する準備書面(1)と、基準地震動及び耐震設計に関する主張を補充する準

備書面(12)を提出しました。

また、第6回期日において原告が行つた渡辺教授の証人尋問の申請に対しこれを不要とする意見書を提出しました。

### 一審原告意見陳述

一審原告の意見陳述は、佐藤恵子さんが行いました。

女川原発差止訴訟や東電福島第一原発の株主代表訴訟などで原告側敗訴が相次いだことに触れ、災害の多い日本で、国も電力事業者も事故の責任を負わないことについての理不尽を訴えるとともに、増え続ける核「ゴミ」避難計画の「ずさんさ」故適切な避難もままならないなど問題が山積みの原発を動かすことの不當さを指摘する意見を陳述されました。

一審原告は、被告が提出した証人尋問申請に対する意見書



に対し、反論することになります。否に關し、控訴審口頭弁論終結の有無の判断にあたり、「防潮堤の完成」と、「新規制基準に合格した施設の再稼働の可能性」は、具体的な危険性と関連しない、という主張を原告がしているものと裁判所は受け取っているが、そのような理解でよいか」といっても反論の要否を検討するところなりました。

う裁判所からの説明に対し、回答することとなりました。  
一審被告は、近郊居住原告の第8準備書面に対する反論を行ってことと、同第7準備書面についても反論の要否を検討するところなりました。

### 今後の予定等

次回期日は、令和7年12月26日(金)午後2時30分からです。次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責)  
佐々木泰平